資料3

共助の社会づくり推進指針(仮称)

~ 参画と協働による夢と希望あふれる香川づくり ~

(暴暴)

平成 23 年〇月

香川県

[目 次]

I		背	景		• •	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• (• (• •	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	1
II		基	本	理	念		•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• (• (•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	, (•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
Ш		基	本	方	針	-																																							
			基:																																										
	2		施	策	の	方	向	性	ŧ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
			針:																																										
	1		指	針	推	進	の	移	₹.	点				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• (•	•	•	•	•	•	•	•	• (•	•	•	•	•	8
	2		進	行	管	理		•	•	•	• •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• (•	•	•	•	•	•	•	•	• (•	•	•	•	•	8

| 背景

これまで、地域社会においては、自治会や老人会などの地域団体が、防災、福祉、環境 美化などのさまざまな役割を主体的に担いながら、地域におけるささえあい、助け合うといっ た機能を維持してきました。

近年、我が国では、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来による地域活力の低下や、家族形態・雇用形態をめぐる変化、経済のグローバル化など、社会経済環境が変化する中で、地域社会における人と人とのつながりの希薄化が懸念されています。その一方で、社会経済の成熟化に伴い、物の豊かさではなく、心の豊かさや安らぎを重視する傾向が強まってきています。また、個人の価値観の多様化や複雑化が進み、住民ニーズに行政だけで対応することがより困難な状況となっています。このような社会状況の変化の中で、地域団体に加え、地域社会の新たな担い手として、NPO・ボランティア、企業などが現れてきました。

本県においては、自治会組織率は減少しているものの、島嶼部を中心に加入率は高く、 県平均でも7割を超えており、地域団体が福祉、環境美化、防犯や交通安全など、多彩な 機能を有する地域社会づくりの主体的な役割を果たしています。また、県内の特定非営利 活動法人(NPO法人)も、社会的課題の解決を目指して、福祉・医療、文化・芸術、環境保 全、まちづくりなどのさまざまな分野で自主的・自発的に活動しています。

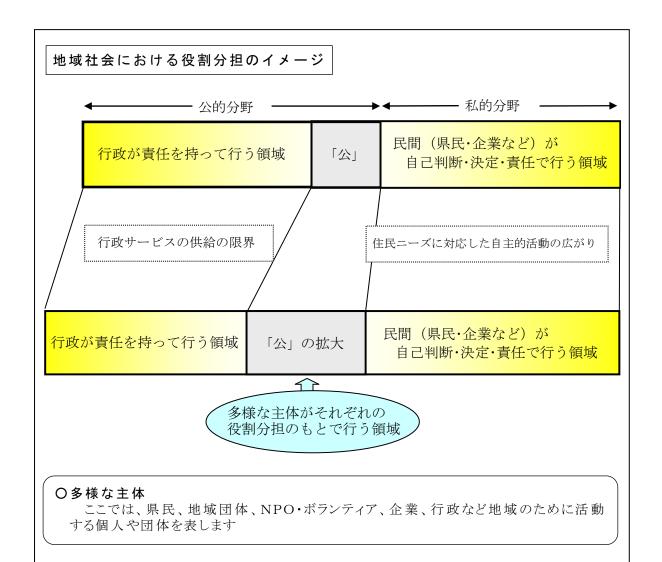
こうしたことから、これからの地域社会づくりには、県民一人ひとりが、地域社会づくりの主役であることを自覚し、その個性と能力を発揮しながら、積極的に社会に関わっていくとともに、県民や地域団体、NPO・ボランティア、企業、行政などの多様な主体が、地域社会の「公」における役割を主体的に担うことが期待されています。そして、物の豊かさだけではなく、人と人とのつながりの中から生まれる心の豊かさを実感できる社会、自らの住む地域に誇りを持ち将来に夢と希望を持って生きられる社会づくりが必要です。

本県では、このような社会の実現のために、平成15年3月に「共助の社会づくり推進プラン」(計画期間:平成22年度まで)を策定し、このプランの理念に沿って様々な具体的な施策に取り組んできました。しかしながら、めざす社会の実現のためには、引き続き取組みを継続させる必要があることから、基本理念と基本方針を明確にした平成23年度からの共助の社会づくりの指針として、「共助の社会づくり推進指針」を策定します。そして、県庁全体として、本指針に沿って、創意工夫を凝らし、柔軟かつ機敏に各種施策に取り組みます。

なお、この指針は、社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

〇「公

ここでは、公的分野のうち、県民や地域団体、NPO・ボランティア、企業、行政などの多様な主体がそれぞれの役割分担のもとで活動する領域を表します



〇地域団体

ここでは、自治会、老人会、婦人会、PTAなどの地縁的なつながりをもとに構成される団体を表します

〇ボランティア

個人が、自主的に原則無償で行う公益活動

ONPO

Non-Profit Organization の略で「民間非営利組織」と訳される 社会的課題の解決など、公益的な活動を継続的に行うことを目的に組織された民間 D団体

〇特定非営利活動法人 (NPO法人)

特定非営利活動促進法に基づき、法人格を得た団体(NPO)

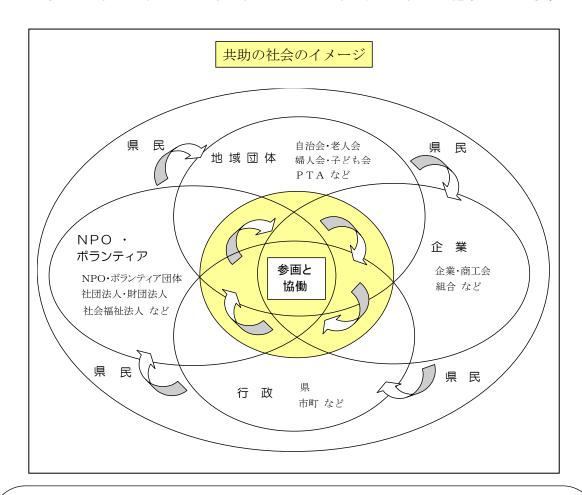
|| 基本理念

●共助の社会とは、

誰もが、地域社会の主体的担い手として、自主・自立の精神のもと、その個性や能力を発揮し、ともに手を携え、ささえあい、助け合える社会、すなわち、「自分でできることは自分で、一人でできないことは地域や仲間、そしてみんなで」解決できる、温もりとうるおいに満ちた心豊かに過ごせる社会です。

●このような社会の実現に向けて、

県民や地域団体、NPO・ボランティア、企業、行政などの多様な主体が、 地域社会の「公」における役割を主体的に担うとともに、相互の参画と協働 を推進しながら、ささえあい、助け合える社会づくりを目指すものです。



〇参画

ここでは、「計画の立案に加わること」で、参加「行事・会合などに加わること」よりも、より積極的・主体的に、より深く関わることを表します。共助の社会においては、各主体が、協働分野に積極的に参画していくとともに、行政が責任を持って行う分野においても、意志決定過程を含めさまざまな段階での参画を進めていくことが重要です。

〇協働

ここでは、「共助の社会を担う多様な主体が、互いの特性や社会的役割を尊重し、対等かつ自由な立場で、共通の活動領域において、共通の目的意識を持って、ともに考えともに汗を流すこと」を表します。

共同という言葉よりもお互いに深く機能し合うという意味合いがあります。

Ⅲ 基本方針

1 基本的な考え方

共助の社会は、県民の自主・自立の精神とそれに基づく主体的な行動に支えられる社会であり、県民や地域団体、NPO・ボランティア、企業など、それぞれの活動主体の自主性や多様性を尊重しながら、共助の意識啓発や活動しやすい環境づくり、協働のための交流・連携の促進などの側面的支援を中心とした施策展開を図ります。

また、市町に対しては、その自主性を尊重しながら、適切な役割分担のもとに連携・協力し、この指針に掲げる基本理念や施策の方向性に沿って、共助の社会づくりに向けた施策を推進するよう働きかけます。

2 施策の方向性

(1)共助の意識啓発

① 啓発活動の実施

多様化、複雑化する住民ニーズに対応しつつ、さまざまな分野における課題解決に向けて、県民や地域団体、NPO・ボランティア、企業などによる主体的な活動が期待される中、県民や地域団体などの多様な主体が、共助の社会の必要性や意義を理解するとともに、自らがその担い手であることを自覚することが必要です。

このため、HPやメルマガなど IT を活用した啓発活動の実施、県民や地域団体等の連携・交流イベントへの側面的支援、共助の社会づくりや社会貢献活動などをテーマとした出前講座の開催などにより、多様な主体の共助意識の醸成に努めます。

② 学校教育における啓発

多くの学校において、職場体験やボランティア活動など体験活動の充実を図られるとともに、地域住民によるボランティア活動を通した学校や子どもの育ちを支援する動きが現れる中、県民一人ひとりが共助の社会づくりの担い手としての自覚を持ち、共助意識を社会全体のものとするためには、子どもの頃から共助の意識啓発が必要です。

このため、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動や地域の清掃活動、福祉施設との交流活動など、勤労やボランティア精神を養う体験的な活動を経験することによって、勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって公共の福祉と社会の発展に努めようとする態度を育てます。

(2)地域団体活動の活性化

①活動への参加の促進

少子高齢化や都市化の進行など、社会経済情勢の変化に伴い地域社会の連帯感や 規範意識の希薄化、地域社会を支える人材の減少などによる地域活力の低下が懸念さ れています。

このため、市町と連携しながら、さまざまな広報媒体を活用し、地域団体活動に関する

情報提供や広報啓発活動を行うなど、広く県民に対して活動への理解と参加を促進します。

②多様な活動の促進

地方分権や市町合併の進展など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中、地域 社会の重要性はますます高まっています。また、住みよい地域づくり、まちづくりの観点から、 ささえ合い、助け合う、多彩な機能を有する地域社会づくりが必要となっています。

このため、地域社会づくりの主体的な役割を担う地域団体の人材育成のための研修会の開催や団体間の情報交換、交流の促進などの活動支援に努め、地域における防災、防犯、福祉、美化活動など、さまざまな課題の解決に向けた主体的な地域団体活動を促進します。

(3)ボランティア·NPO活動の促進

① 参加のきっかけづくり

ボランティアやNPOの活動に関心があるものの、きっかけや機会がないなどの理由で実際の活動につながっていない現状があるため、活動への県民の理解を深め、参加のきっかけづくりを進めることが必要です。

このため、さまざまな広報媒体を活用し、ボランティア・NPO活動に関する情報提供や 広報啓発活動を行うとともに、総合的な相談体制の充実に努めるなど、広く県民に対して 活動への理解と参加を促進します。

② 活動のひろがりづくり

多様化・複雑化する住民ニーズに対応するため、ボランティア・NPO活動の特性を活かした柔軟で迅速な対応が期待される中、活動に対する社会的な認識を向上させるとともに、活動基盤の強化による活動の活性化が求められています。

このため、ボランティア・NPO活動に対する顕彰制度の運用を通して、活動の活発化と全県的な広がりの機運を高めるとともに、ボランティア・NPO相互の幅広い交流の促進や人材育成のための研修会・講座の開催などを通して、さまざまな課題の解決に向けた主体的なボランティア・NPO活動を促進します。

(4)企業のCSR活動の促進

企業は、営利組織として活動する中で、雇用の安定や地域の活性化など地域社会における自らの役割と責任を認識し、自発的かつ積極的にCSR活動に取り組むことが求められています。

このため、企業のCSR活動の取組みの情報発信することにより、企業の社会的認知度の向上やイメージアップを図るとともに、活動への理解を促進します。また、地域団体やNPO・ボランティアとの連携強化を図るための交流の機会の確保に努めるなど、さまざまな課題の解決に向けた主体的な企業のCSR活動を促進します。

OCSR (企業の社会的責任 英記: CSR: Corporate Social Responsibility)

企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、消費者、株主、従業員、地域社会などからの要求に対して適切に行動すること

(5)多様な主体の協働の促進

① 多様な主体の協働の促進

共助の社会づくりを進めるためには、県民や地域団体、NPO・ボランティア、企業、行政などの多様な主体が、地域社会の「公」における役割を主体的に担うとともに、相互の参画と協働を進めることが必要です。

このため、情報の公開と共有による相互理解のもと、対等・平等な関係を構築し、協働 意識を醸成するための啓発活動を行うとともに、多様な主体が連携強化を図るための交 流の機会の確保に努めます。

特に県は、限られた財源の中で、効率的かつ質の高い公共サービスを提供するために、これまでの経験を踏まえながら、地域団体、NPO・ボランティア等との協働を積極的に推進します。さらに、県民一人ひとりが福祉や環境、教育、交通などの課題を自らの課題として受け止め、自由な発想に基づき、主体的に創意工夫を凝らして、行政や地域団体などと協力して行う典型的な協働の形である県民運動の活性化を図ります。

2 職員の意識改革

県政を直接担う職員が、県政や地域社会の主役は県民であるという理念のもと、県民と 行政の協働による県政の推進に向けた意識改革を行う必要があります。

このため、職員を対象とした研修会・講座などの開催を通して、職員の協働意識を高めるとともに、職員への協働に関する情報提供や多様な主体との交流の機会を提供します。

協働の基本的考え方

○協働の定義

協働とは、

- ①共助の社会を担う多様な主体が
- ②互いの特性や社会的役割を尊重し、
- ③対等かつ自由な立場で、
- ④共通の活動領域において、共通の目的意識を持って、
- ⑤ともに考えともに汗を流すこと を表します。

○協働の原則

協働する際の留意点は以下のとおりです。

- ①目的の共有と明確化
- ②互いの特性や自立性を尊重した対等な関係
- ③情報の公開と共有化
- ④役割分担と責任の明確化
- ⑤対話と協議を重視した協働過程の管理
- ⑥第三者への積極的な説明責任
- ⑦関係の時限性の確認

○協働により期待される効果

多様な主体が特性を生かし協働を実施することで、県民はきめ細かで柔軟な公共サービスを受けられるといった効果があるほか、まちづくりや意識啓発など、住民を巻き込んで行う必要があるものは、行政単独で行うよりも地域団体やNPOなどとの協働で実施することでより高い効果を期待できます。

(6)県政への県民参画の促進

① 広聴広報制度の積極的活用

県政への県民参画を促進するためには、計画や施策の策定段階から、広く県民のニーズや意見を伺い、これを施策等に反映させるとともに、その実施に当たっては、内容などを分かりやすく県民にしらせることが必要です。

このため、広聴機能と広報機能の連携をより強化することにより、広聴広報制度を県民と県をつなぐ双方向かつ循環的なコミュニケーションツールに高めて積極的な活用を進めます。

② 県政情報の公開の推進と提供の充実

県政の透明性を確保し、県民の県政への参加をより一層推進するためには、積極的な情報公開が必要です。

このため、情報公開制度の適切な運用を図るとともに、県が発行した行政資料の閲覧・貸出・有料頒布などにより県政情報を積極的に提供します。

③ 審議会等への県民参加の推進

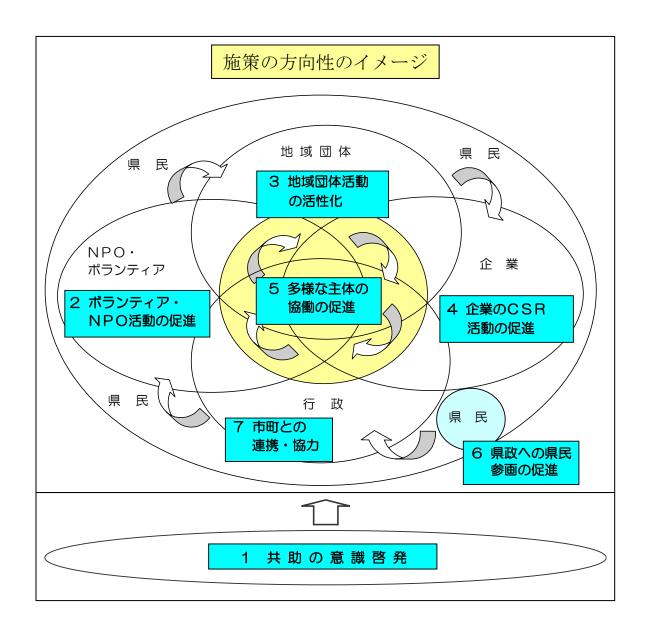
県政への県民参画を促進するためには、県の政策形成に重要な役割を果たしている 審議会や公聴会などへの県民参加を進めることが必要です。

このため、県では、審議会等を原則公開とし、議事録の公表に努めるとともに、より県民の意見を反映させるため、審議会等の設置の趣旨や目的を踏まえ、性別、年齢などにも配慮しながら、県民の幅広い意見が総合的に反映されるよう、さまざまな分野から適任者を選任します。

(7)市町との連携・協力

共助の社会づくりのためには、地域社会に最も身近な基礎的自治体であり、地域課題の解決に向けて直接的、中心的な役割を果たす市町の施策を尊重しつつ、市町との適切な役割分担のもとに連携・協力を図りながら、県と市町それぞれの特性を活かした重層的な取組みを推進することが必要です。

このため、県は、各市町における優れた取組みが県下全域に広まるよう、情報提供や意見交換の場の確保などの側面的支援を行うとともに、市町の広報誌等を活用した共助の社会づくりの啓発をはじめとする各種推進施策に対し、主体的な参画を要請し、市町との協働による共助の社会づくりを進めていきます。



IV 指針推進のために

1 指針推進の視点

県は、県民の参画と協働による共助の社会づくりを推進するため、次のような視点に留意して、取組みを進めます。

- (1)地域社会の主役は県民であるという意識を常に持ち、県民の主体性を生かした施策を推進します。
- (2) 県民と対等のパートナーであることを認識しながら相互理解に努め、県民の自主的な活動が円滑かつ活発に展開されるよう支援します。
- (3)県民との情報共有を図るため、広く県民の声を聴くとともに、県民への積極的な情報提供に努めます。

2 進行管理

この指針に沿った施策の実施状況については、毎年度これを把握し、その内容を公表することとします。